

錦秋のみぎり
皆様いかがお過ごしでしょうか。
紅葉の便りが聞かれる頃となりました。
季節も最高、味覚も最高。
紅葉狩りが楽しみです。
心も静まる好季節、日毎に寒くなりますが、
お体にお気をつけて
お過ごしください。



損害保険と生命保険の違い

人は生命保険、物は損害保険と覚えておけば分かりやすいです。

「人」を対象にしている生命保険は、死亡・病気・ケガといったリスクを保障してくれるものです。終身保険や定期保険、養老保険や個人年金保険などの種類があり、契約したプランによって一定額の保険金が支払われます。もし、2つ3つと複数契約している場合は、すべての保険会社から給付金の支払いを受けることができます。

「物」を対象にしている損害保険は、火事で家が焼けた、事故で車が壊れたというようなリスクを補償するもの。火災保険や自動車保険、傷害保険や賠償責任保険などの種類があります。しかし、損害保険は損害額に対しての保険金なので、契約を2つ以上していても基本は1つの契約にしか支払請求はできません。

また、生命保険は「保障」、損額保険は「補償」と書きます。文字からも分かる通り、2つの保険は「支障がおきないように保護する」と「発生した損害を補って、償う」もので分かれています。

生損保どちらでも扱う医療・傷害保険

保険は2つに分けられますが、どちらでも扱っているのが医療や傷害に対する保険です。内容にはそれぞれ特徴があるので、これから契約するなら覚えておくと便利です。

《例》生命保険の場合

入院1日につき1万円という内容なら、10日間で10万円が支払われます。

しかし、実際かかった費用が100万円であっても10万円しか払われません。

損害保険の場合は、実際かかった費用が5万円であれば5万円、100万円であれば100万円といった具合に上限金額の範囲内であれば実際かかった費用を補償する保険があります。

最近では、生命保険にも損害保険と同じようなタイプが登場しています。

迷うようならプロに相談して、ご家庭にピッタリの保険を選んでください。

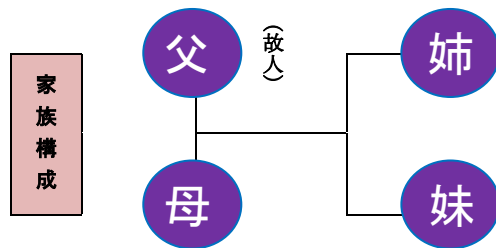
相続税と納税資金対策

2015年から相続税の基礎控除額が4割縮小。そもそも相続税とは、親族が亡くなったことで財産を受け継いだり財産をもらった時などに発生する税金です。

この税金が発生するものに「本来の相続財産」「生前の贈与財産」「みなし相続財産」などがありますが、例えば、

- 自宅土地・・・6,000万円
- 自宅建物・・・200万円(固定資産税評価額)
- 預貯金・・・800万円
- 合計相続財産＝7,000万円

という財産を相続したと考えましょう。



相続の前提条件として「父死亡時はすべての相続財産を母が相続(10年時以上前)」「姉、妹は母と別居。それぞれ夫所有の家に居住」「母の相続財産は姉、妹で1/2ずつ相続」、この状態では相続は発生しませんでした。

しかし今回の税制改正によって基礎控除額が縮小されたことで、相続税が発生するケースとなってしまいます。

このようなケースは改正後珍しくなくなり、相続税の対象となる事案が増えると予想されます。

そんな時、生命保険を活用した相続税の納税資金の準備をおすすめしています。

生命保険は被保険者様が亡くなった時に、死亡保険金として現金を受け取ることができますので相続発生と同時に納税資金を確保できる、相続対策の中でも比較的シンプルで手間の少ない方法です。

生命保険には納税資金以外の活用方法として、受取人を指定することが可能なため、かつ原則として法定相続分とは別扱いになり特定の相続人に多くの財産を残すことも可能です。

さらに詳しく知りたい、生命保険についても相談したいという方は、是非お気軽にお問い合わせください。

基礎控除額の縮小前(2014年までの相続)

[基礎控除額]
5,000万円+(1,000万円×2人)=7,000万円
[課税遺産総額]
7,000万円(相続財産)-7,000万円(基礎控除額)=0万円
[相続税額] **0円**

基礎控除額が縮小後(2015年以降の相続)

[基礎控除額]
3,000万円+(600万円×2人)=4,200万円
[課税遺産相続額]
7,000万(相続財産)-4,200万(基礎控除額)=2,800万円
[相続税額]
2,800万円×1/2=1,400万円(各人の所得分)
1,400万円×15%-50万円=160万円
(一人当たり税額)
160万円×2人=**320万円**(2人分の税総額)

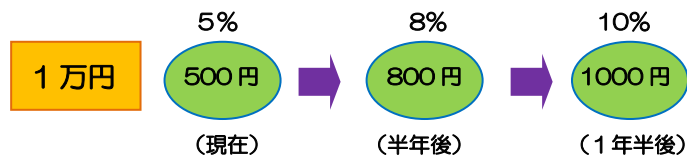
アップ総合保険センターの休憩室

R ねえねえ、消費税ってほんとにあがっちゃうんだね・・・(ノロノロ)・・・

K そうだよ～！もう半年後の来年2014年4月には5%⇒8%、1年半後の2015年10月には8%⇒10%になっちゃうよ！

R・・・って、言われても実際なんかピンとこないなあ～。

K では、わかりやすくこんな図でどうかしら？
1万円のものを買うのに・・・



R なるほど！今から2年後には倍かあ・・・でも家計にどれくらい響くのかやっぱりピンとこない～。

K ン～、その家庭によって負担額は全然変わってくると思うけど、だいたい月で4000円～8000円は負担が増えるみたいだよ。

R え～！結構痛いね！

K でも消費税対象にならないものもたくさんあるんだよ。じゃあ、今回はここで《アップ保険クイズ～♪》

【問題】

以下に消費税対象にならないものを挙げていますが、この中に消費税対象となるものが紛れ込んでいます。さて仲間外れはどれでしょう！？(複数回答可)

- ① 家賃
- ② 新築住宅購入代
- ③ 保険料
- ④ 医療費
- ⑤ 幼稚園・小中高校大学などの入学金・授業料
- ⑥ 商品券
- ⑦ ブランド品
- ⑧ 電気代
- ⑨ 土地購入代

R ン～・・・ ン～・・・

K しっかり悩んでくれてありがとう！正解は

②新築住宅購入代⑦ブランド品⑧電気代でした！

R へ～この3つ以外は消費税対象じゃないんだ！あれ！？

⑨土地は非課税なのに②新築住宅は消費税対象なの？

K そう！でも家を先に建てて、後から土地を・・・って訳にいかないところがミソなんだけどね。

R なるほど～！私は家賃や保険料、医療費や授業料って助かるなあ！でも日常生活に必要なものってほとんど消費税UPの対象でしょ？まとめ買いしとかなくちゃ！

K まあまあ、確かにそうはなるけど前回消費税UPの時も買い急いじゃって、結局後から減税対策やエコポイントとか国が色々手を打ってきたりしたので、極端にしないほうがいいかもね。

R あ～！そういえばそんな国の対策あったね！

K うん。まあ、強いて言うなら、ブランド品は買ったほうがいいかも(笑)

R それ、消費税関係無く興味ないわ～(´・ω・`)

K あはは！(笑)じゃあ、買い溜めしたり買い急ぐよりも、いい機会だから今の支出を見直してみるのも手だよ！

R えっ？例えば？

K うん、例えば住宅ローンの借り換えや生命保険の見直しとか♪ もっと小さいのからでもいいよ！携帯のプランの見直しや、手数料がかかる時間帯にATMを利用しないとか！

R 結構細かいとこいったね・・・(▽▽)

K それが節約の第一歩なのだあ～！！

R は・・・はあ～い・・・！

じゃあかおちゃんもゴルフ減らさなきゃね！

K (▽)・・・

【発行者】(株)アップ総合保険センター

TEL 086-212-0220 FAX 086-212-0222

http://uphoken.jp

アップ総合保険 検索

(担当)



占部

渡邊

有高